

「子どもふれあいスクール」の 参加にあたって

～保護者のみなさんへ～

◆「預かる」事業ではありません。

「子どもふれあいスクール」は、お子さんをお預かり（保育）する場ではありません。多くのお子さんが自主的に活動する居場所の提供とその見守りです。
 ひとつのけがなどに際して運営主体を中心に数名のボランティアスタッフを配置し、子どもたちの活動を見守っています。

※ボランティアスタッフは、全てボランティア・無償ボランティア等、子どもたちの健全な成長を願う保護者や地域の協力者です。



◆ご家庭でしっかりと話し合ってください。

「子どもふれあいスクール」に参加する日や帰る時間など、ご家庭で決めてください。（開催日は必ず事前に確認してください。）お子さんには参加の約束を守り、スタッフの言うことをよく聞いて活動するように、お願いいたします。
 また、参加する場合はパスポートを持参してください。

※「ふれあいスクール」でどんなことをやっただかなどお子さんとの会話に加えていただきたいと思います。



◆中止することがあります。

学校行事や天候等により、実施時間を変更したり、中止したりすることがあります。
 また、台風やかぜの流行等により、急きよ子どもたちが一斉下校する場合は、活動が中止となることもあります。
 お子さんが急に帰るようになりますので、その際の対応についてご家庭で決めておいてください。



楽しいイベントの様子



ボランティアのお願い



「子どもふれあいスクール事業」の運営には、多くのボランティアのみなさんの力が不可欠です。
 地域の方々、保護者の方々、大学生や高校生、中学生等、多くの方からボランティアとして協力していただいています。
 ボランティアのみなさんご一人ご一人の直接のお声かけによりボランティアの輪がどんどん広がっていくことを期待しています。
 また、スタッフの方々と子どもたちとのふれあいは大切ですが、スタッフさん同士の間柄のつながりも大切にしていきたいと考えています。
 みなさんのご協力をより多くお願いいたします。

**未来を担う子どもたちをみんなで育てよう！
 ほかの誰でもない、あなたの力が必要です。**

※新潟市子どもふれあいスクール事業の詳細については、ホームページをご覧ください。

新潟市教育委員会 地域教育推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町1-2-15 02番地1
 TEL 025-226-3277
 FAX 025-230-0421



新潟市

子ども ふれあいスクール 事業



- ◆子どもたちに安心・安全な遊び場を！
- ◆子どもたちに地域の大人を含め、異年齢の交流を！
- ◆地域ぐるみで、子どもたちの健全育成を！

新潟市教育委員会
 地域教育推進課

事業概要

「子どもふれあいスクール事業」は、各校PTAと教育委員会が共催で進めている事業です。平日の放課後や土曜日の午前中に、子どもたちが学年の違う友だちや卒業した中学生など異年齢の子どもたちと遊んだり、地域の大人と交流したりすることを通して、子どもたちの自主性や創造性、社会性を育むことをねらいとしています。

1. どんな活動をするの

子どもたちの自由遊びが原則です。体育館や特別教室、余浴教室を共用して、子どもたちに様々な活動ができる場を提供します。

体育館では…

- ・ぼんぼり
- ・なつとび
- ・竹馬
- ・フラフラブ
- ・一輪車
- ・ボール遊び
- ・フリスビー
- ・卓球
- ・バドミントン 等



特別教室や

- 余浴教室では…
- ・工作
 - ・おりがみ
 - ・オヨロ
 - ・トランプ
 - ・かるた
 - ・あやとり
 - ・積み木
 - ・ボードゲーム
 - ・紙芝居
 - ・宿題 等



2. いつ活動をするの

週1~3回実施します。

- 平日の放課後 ……16:45
- 土曜日の午前中 ……9:00~11:45
(実施日や回数、等々は、学校と相談して決めます。)
(1学年1回は実施します。)

3. 参加できるのは

- その学校に在籍している子ども
- 子どもの保護者(保護者引率の未就学児)
- 校医不在年度、子どもと一緒に活動できる大人
- 子どもたちの活動をサポートする目的で参加する中学生、高校生、大学生、専任教員

4. 誰が世話をするの

保護者や地域の大人から協力いただき、子どもたちの様子を聞き取り、一緒に活動していただくようになります。実際には、次のとおりです。

- ＜運営主任＞ ……活動の中心となって、計画を立てる。学校との連絡調整を図る。当日のスタッフに指示を出す。子どもたちの活況を見守る。
- ＜運営ボランティア＞ ……運営主任を補助し、子どもたちの活動を見守る。子どもたちの遊びに合わせる。(最初は安心・安全な環境で)
- ＜出業ボランティア＞ ……イベント等を企画した際に、子どもたちに遊びや活動を教える。(外部講師の活用も可)



5. 中心となる組織は

各実施校では、PTA、地域、学校、教育委員会から構成する「子どもふれあいスクール運営委員会」を組織して、活動方針、活動内容等について話し合い、充実した運営を進めています。また、子どもふれあいスクールへの協力者を呼び出し、講師を依頼したりしています。運営委員長が総責任、主任以下1回は兼任しています。普及活動にあたっては、運営主任を中心としてボランティアのみなさんと一緒に定期的にスタッフ会議を開催し、子どもたちの遊びの悩みや問題等を話し合い、みんなできちん理解を深めて運営を進めています。



6. 子どもふれあいスクールを開設するには

- PTAが課題や目的をよく把握した上で、開設可能な主体的に準備を進めていくことが大切です。各実施校では、教育委員会を窓口が毎月伺います。
- 学年、希望調査を行い、希望のある学校から順次開設します。
- ① 次年度事業について通知・郵送 (10月~11月)
 - ② 希望調査実施 (10月)
 - ③ 希望確認、現地調査、聞き取り調査 (12月)
 - ④ 開設校決定 (翌年2月)
 - ⑤ 学校・PTA説明 (2月)
 - ⑥ 開設準備会 (3月)
 - ⑦ 子どもふれあいスクール運営委員会設置 (3月)
 - ⑧ 運営ボランティアの募集 (5月~)
 - ⑨ 子どもふれあいスクールオープン (6月~9月)
- ※()内は、オープンの予定の目安となります。

7. 放課後児童クラブ(ひまわりクラブ)とどう違うの

ねらい、実施方法が異なります。現時点では次のような違いがあります。「子どもふれあいスクール」(ひまわりクラブ)がそれぞれの良さを生かしながら進め、活動をするつもりです。

ふれあいスクール		放課後児童クラブ(ひまわりクラブ)
健全育成と地域教育力の活性化	ねらい	児童の健全育成
小学生全員	対象	登録している小学生
週1~3回実施	開催	土曜・日曜・冬休み
無料	費用	月額利用料・実費
PTAや地域のボランティア(運営主任1名+ボランティア数名)	スタッフ	放課後児童支援員・職員(登録児童数による(5名))

8. 活動中のけがの対応は

子どもふれあいスクール活動中は、教育委員会の管理下になります。けがの事故やけがについては、次のような対応が適用されます。

- 参加児童
 - PTA参加者や保護者同伴の小学生 → 団体総合損害賠償費用保険
 - 地域の参加者 → 団体総合損害賠償費用保険
 - ボランティアスタッフの場合 → 市民活動保険

9. 参加しての感想は

＜子どもたち＞

「いろいろな遊びがあって楽しい。地域の学校ではできない遊びもできる。ふれあいスクールが大好き。みんなの友達と遊ぶのが大好き。学年の違う友だちと遊べる。地域の人がいろいろ教えてくれた。」

＜保護者＞

「ボランティアさんが出てくれるのが安心だ。学年の違う友だちや地域の人がいると安心できるのは初めてです。いろいろな遊びを通して、子どもが成長している。地域の人が会うとあんなに喜ぶ。子どもが積極的に参加している。家や学校とは違ってたくさんの人とつながることができてよかった。」



＜運営ボランティア＞

「子どもたちが元気な姿がうれしい。子どもの成長を見ることができてうれしい。子どもたちと声をかけられるようになった。地域の子どもへの関心が高くなった。スタッフの協力のおかげで、活動の土に根を伸ばした。」

